

(案)

**周南市の教育、学術及び文化の
振興に関する総合的な施策の大綱
(周南市教育振興基本計画)**

令和2(2020)年度 ▶ 令和6(2024)年度

令和2(2020)年3月

周 南 市

周南市教育委員会

目 次

第1章 教育大綱の策定について	1
第2章 周南市の教育を取り巻く状況	3
第3章 基本理念・基本方針	7
第4章 施策の展開	11
推進方向1 道徳教育の充実	12
推進方向2 幼児教育の充実	15
推進方向3 確かな学力の育成	18
推進方向4 健やかな体の育成	23
推進方向5 コミュニティ・スクールの充実	25
推進方向6 地域学校協働活動の充実	27
推進方向7 青少年の健全育成	29
推進方向8 児童生徒の『生き抜く力』を育成する生徒指導体制の充実と教職員の人材育成	31
推進方向9 望ましい教育環境の充実・整備	35
推進方向10 安心・安全な学校給食の提供	39
推進方向11 生涯学習活動の推進	42
推進方向12 生涯にわたり、スポーツ活動に親しむ環境の整備	44
推進方向13 文化芸術活動の推進	46
推進方向14 文化財の保護と活用	48
推進方向15 読書が育むひとづくり・まちづくり	50
推進方向16 人権教育の推進	52
推進方向17 まちづくりを担うひとづくり	54
第5章 教育大綱の推進に向けて	55
用語解説	57

第1章 教育大綱の策定について

これまでの経緯

本市の教育は、子どもたちに対する関係者の熱意と努力により、常に高い教育水準を維持し、豊かな社会や経済を支える人材の育成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子・高齢化や人口減少など社会情勢の急激な変化に伴い、子どもたち一人ひとりが抱える課題が複雑化、多様化する中で、いじめの深刻化や不登校児童生徒の増加など多くの問題が顕在化してきており、さらに超スマート社会の実現に向けた技術革新の一層の進展など、これからの社会は、大きく、また急速に変化することが予想されます。

このような時代の変化に対して、これまで培われてきた「周南教育」の成果を受け継ぎながら、「ふるさと周南」を愛し、高い「志」を抱いて周南の^{あす}未来を担う子どもたちを学校・家庭・地域が一体となって育むとともに、全ての市民がいいきと学び続けることができる生涯学習社会の実現を図るため、平成28(2016)年3月に、市長と教育委員会の連携により「周南市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」（以下「教育大綱」という。）を策定しました。

さらに、教育行政の総合的・効果的な促進を図るため、教育大綱の基本理念や取組方針等はそのままに、従来作成していた重点施策の事業概要版である「周南市の教育」と教育基本法第17条第2項の規定による「教育振興基本計画」の内容を加え、包含することにより、平成29(2017)年3月に「新たな教育大綱」として一本化を図り、教育施策の計画的な推進に努めてきました。

こうした本市の教育大綱は、市長と教育委員会との一層の連携強化を図り、それぞれの所掌事務をより一体的に執行するため、「第2次周南市まちづくり総合計画 しゅうなん共創共生プラン」（以下「まちづくり総合計画」という。）の教育に関する分野別計画を基本としています。

教育大綱の位置付け

本市の教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、「教育の目標」や「施策の根本的な方針」を総合教育会議での協議を経て、市長が策定するとともに、教育大綱に掲げた教育理念や基本方針を具現化するため、教育基本法第17条第2項に定める「周南市教育振興基本計画」として位置付けることを教育委員会において決定しました。

第2期教育大綱の策定の趣旨

この「新たな教育大綱」に掲げた教育理念や基本方針をさらに具現化するとともに、第2次まちづくり総合計画後期基本計画との整合を図り、本市教育を取り巻く環境の変化や新たな課題に立ち向かい、乗り越えるために、これまでの基本理念及び基本方針を継承しつつ、今後5年間の本市教育の進むべき方向性と施策等を総合的に示した新たな指針として第2期教育大綱を策定するものです。

第2期教育大綱の期間

教育大綱が対象とする期間は、第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画の期間との整合を図るため、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間とします。

第2章 周南市の教育を取り巻く状況

子どもの学力、生活・学習習慣、体力等に関する全国調査の結果を用いて本市の教育を取り巻く状況を示します。

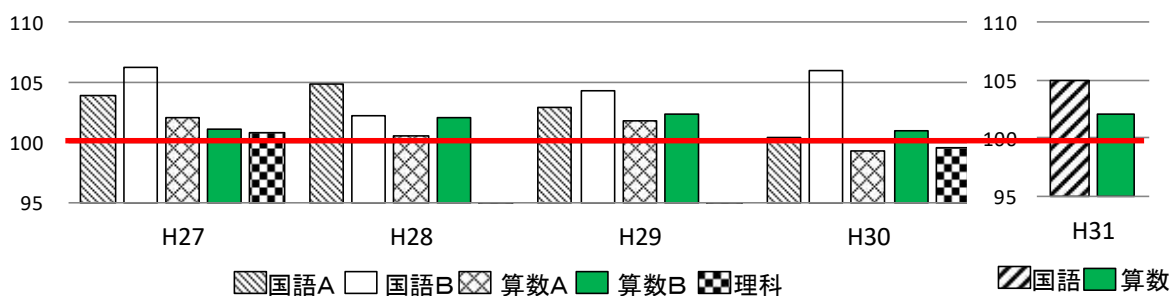
子どもの学力の状況

本市の子どもの学力の一端は、全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に実施する全国学力・学習状況調査のうち教科に関する調査における本市の児童生徒の平均正答率と全国の平均正答率との比較からみることができます。

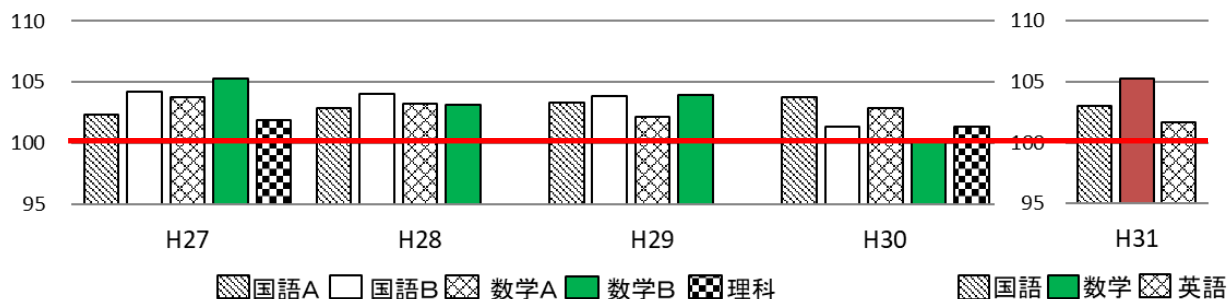
この調査では、実施する教科が年度ごとに限られ、必ずしも学習指導要領全体を網羅するものではないことから、把握できるのは学力の特定の一部分でしかありませんが、近年は、総じていずれの教科も全国の平均を上回っています。

今後も、確かな学力を形成するために、授業力をさらに磨くなどの教職員の資質向上を図る取組を、引き続き充実することが必要です。

本市の小学校6年生の平均正答率(全国を100とした場合の比較)



本市の中学校3年生の平均正答率(全国を100とした場合の比較)



出典：全国出典：全国学力・学習状況調査（文部科学省）

※理科・英語は3年に1回程度の調査となっています。また、平成31(2019)年度調査より、全ての教科において知識・活用を一体的に問う問題形式となったことから、従来のA B区分がなくなりました。

子どもの心の状況

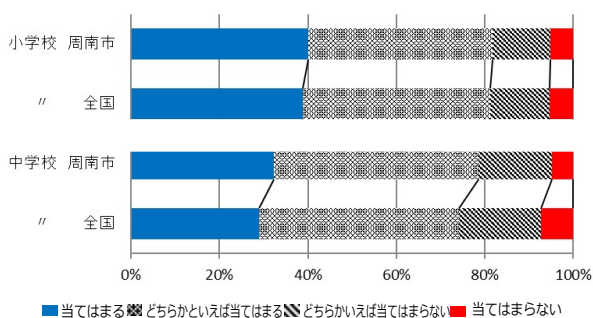
倫理観や規範意識、自己肯定感の醸成、基本的な生活習慣や学習習慣の形成など、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むことは、確かな学力を身に付ける上でも欠かせないことです。

本市の子どもたちの心の状況については、全国学力・学習状況調査のうち児童生徒に対する質問紙調査から、自尊意識や規範意識、社会性に関する項目、学習状況に関する項目等において、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」といった肯定的な回答の割合が全国と比較して高い傾向がみられることからもうかがい知ることができます。

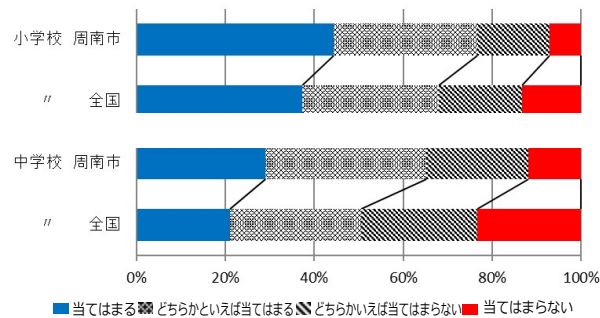
また、地域行事に参加していると回答した児童生徒の割合も全国平均より高く、コミュニティ・スクールの取組を通して、児童生徒の自己有用感が高まり、「ふるさとを愛する心」「地域の担い手としての意識」が生まれていることもうかがえます。

子どもたちの豊かな心を育成するために、これからも学校・家庭・地域が連携し、一体となって取り組んでいくことが重要です。

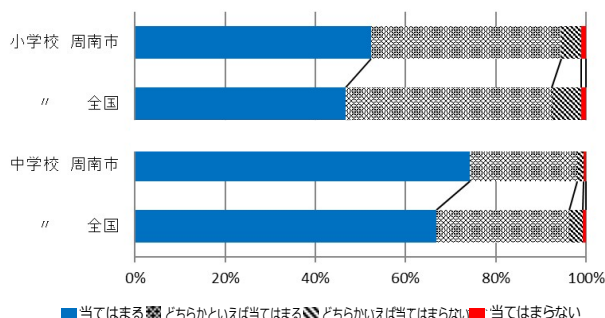
自分には、よいところがあると思いますか



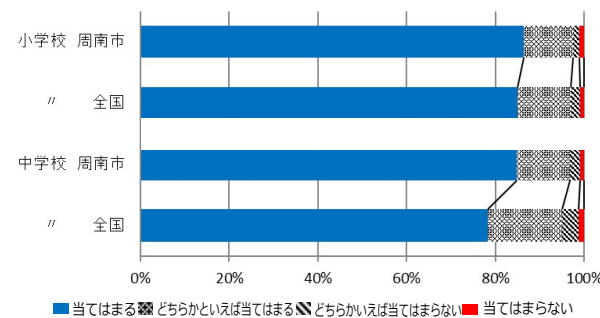
今住んでいる地域の行事に参加していますか



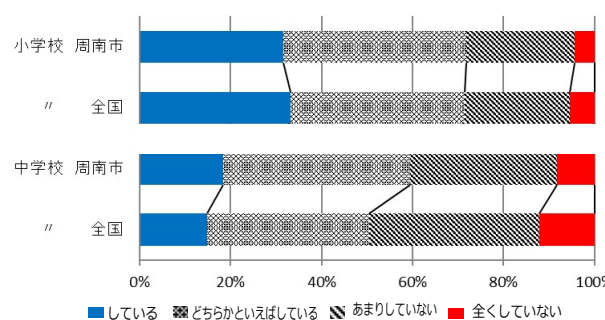
学校のきまりを守っていますか



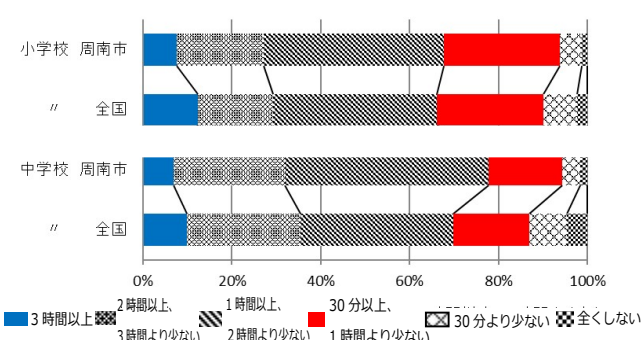
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか



自分で計画を立てて勉強をしていますか



学校の授業時間以外に普段（月曜日から金曜日）、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）



出典：平成 31(2019)年度 全国学力・学習状況調査（文部科学省）

子どもの体力・運動習慣等の状況

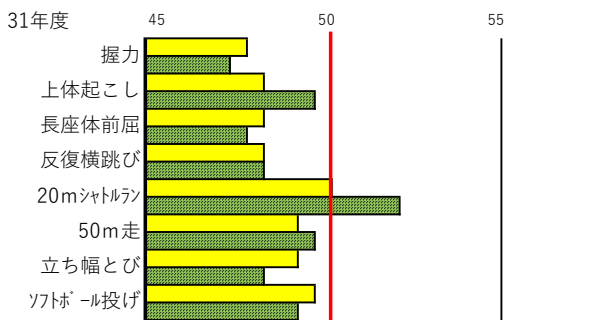
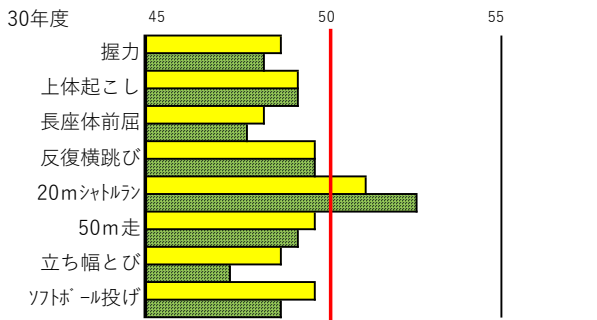
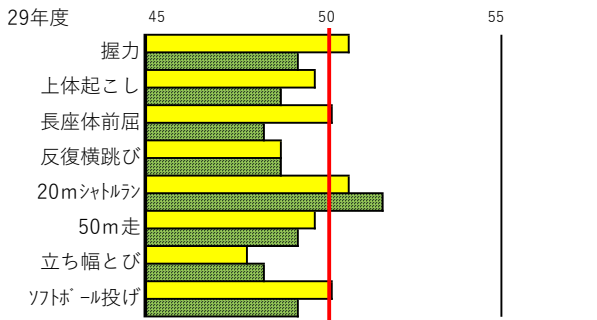
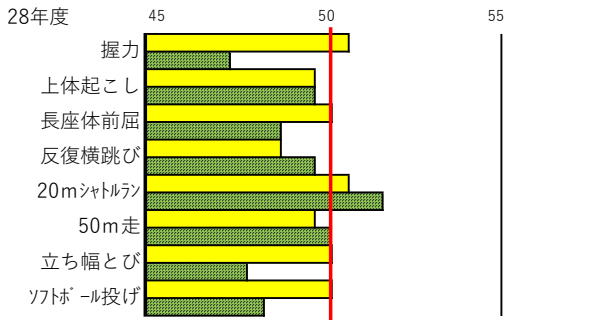
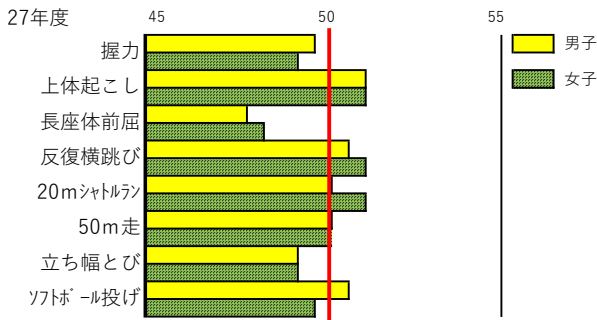
本市の子どもの体力については、小学校5年生と中学校2年生を対象に毎年実施されている全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力合計点（体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点）が、山口県全体と同様に全国の平均点を下回っており、特に小学校5年生男子の体力合計点については下降傾向にあります。

種目別では、小中学生の男女とも全身持久力（20mシャトルラン・持久走）は、全国平均と同程度か上回る一方、筋力（握力）や柔軟性（長座体前屈）立幅跳び（跳躍力）等については課題があり、バランスのとれた体力向上に向けて、課題をしばらく年間を通した重点的な取組を推進する必要があります。

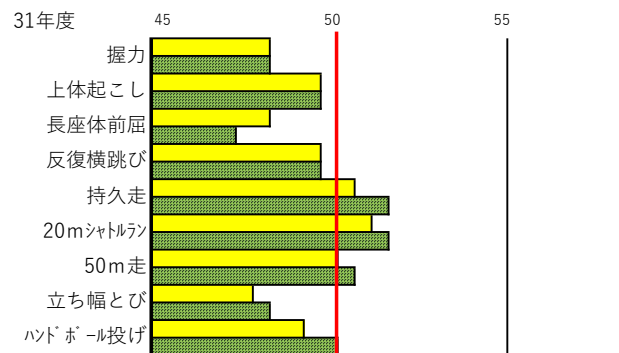
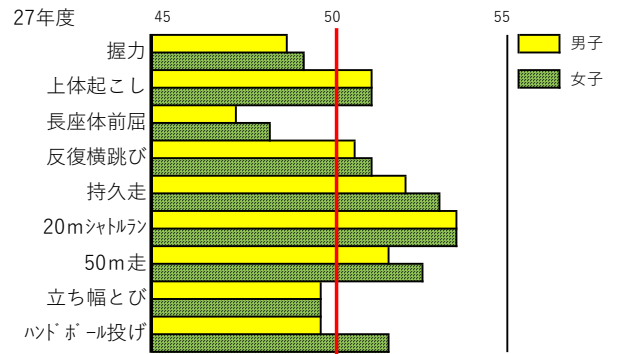
また、全国的な傾向として、近年、子どもの体力・運動能力が低い子どもの割合が増加しており、運動をする子どもとしない子どもの二極化傾向が指摘されています。

本市の子どもの運動習慣については、1週間の総運動時間が全国平均を上回っていることから、引き続き運動経験が少ない子どもが積極的に体を動かす機会をつくるなどの運動習慣の定着や生活習慣の改善など、学校・家庭・地域が連携した取組の推進が重要です。

【本市の小学校5年生と全国の種目別得点】
(各種目の全国平均値を50とした場合)



【本市の中学校2年生と全国の種目別得点】
(各種目の全国平均値を50とした場合)



出典： 全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

第3章 基本理念・基本方針

基本理念

子どもの夢に寄り添い 「生き抜く力」を育む 周南の教育

「子どもは社会の宝」です。

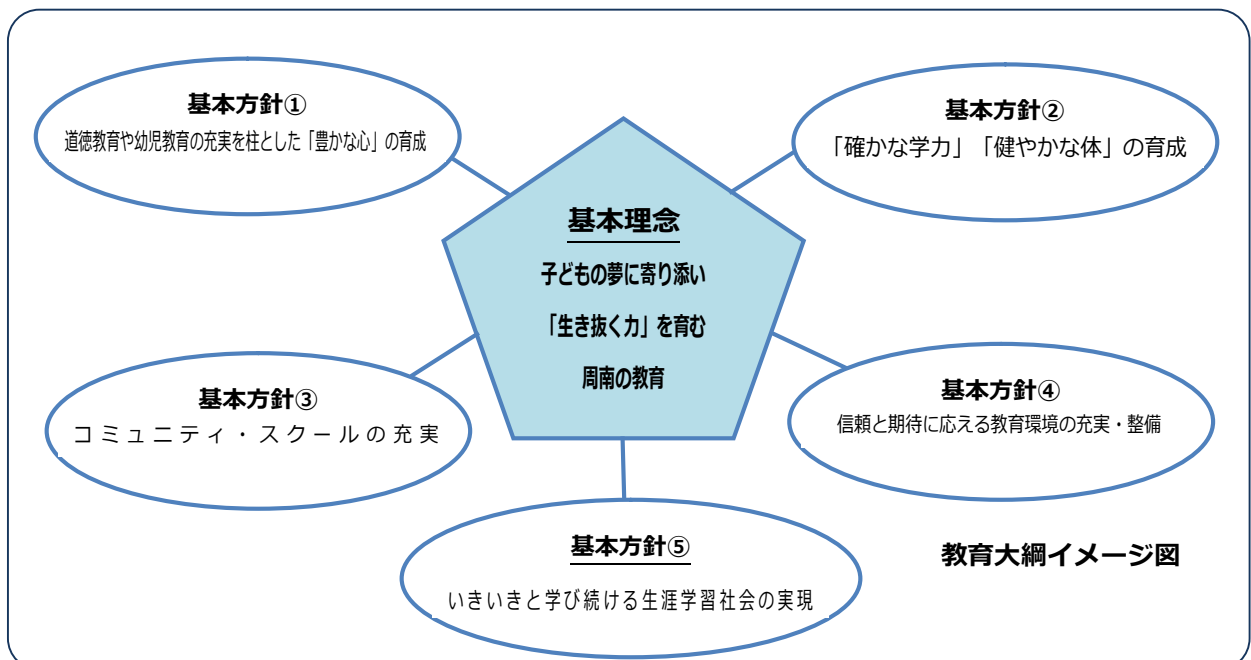
子どもの元気な笑い声が飛び交うまちは、活気に満ちあふれています。

子どもたちが、真の社会人としての自己実現を図るためには、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を、それぞれ調和のとれた『生きる力』として身に付けることが重要です。その上で、これからの変化の激しい社会を未来^{あす}に向かって生きていくためには、チャレンジ精神や逆境を乗り越えていくなどの『生き抜く力』が必要となります。

これらの『生きる力』『生き抜く力』を育成するためには、コミュニティ・スクールが核となり、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの夢に寄り添いながら、学びや育ちを社会全体で見守り育むことが重要です。その上で、「ふるさと周南」の自然や歴史、伝統や文化に誇りと愛着をもち、高い「志」を抱いて社会で活躍し、力強く自らの未来^{あす}を拓く子どもたちを育てていく環境づくりが大切です。

さらに、人権教育の充実のもとより、文化芸術やスポーツを含めた幅広い生涯学習活動を推進し、誰もが、「いつでも」「どこでも」学ぶことができる環境を充実するとともに、その学びの成果を社会に還元する生涯学習社会の実現と、まちづくりを担う人材育成が重要です。

こうした教育理念を具現化するため、教育における「不易」（本質的な価値）と「流行」（変化への対応）を見極めながら、次の5つの基本方針に基づき実践を積み重ねることで、「周南の教育」のさらなる充実に努めます。



基本方針①

道徳教育や幼児教育の充実を柱とした「豊かな心」の育成

社会性や人間関係を築く力の低下が指摘される現代社会においては、自分自身を真剣に見つめる心、美しいものや気高いものに素直に感動する心、生命（いのち）を大切に思う心、他者を思いやり、共感したり、感謝したりする心、善悪の判断などの基本的倫理観や規範意識、自制心や自立心、の育成など、心の教育の充実はますます重要となっています。

特に、幼児期は、身近な自然や人々とのふれあいを通して豊かな心を育むなど、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要な時期であり、幼児一人ひとりの特性に応じた教育の充実が求められています。

このため、全ての教育活動を通して、道徳教育や幼児教育の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの「豊かな心」の育成に努めます。

基本方針②

「確かな学力」「健やかな体」の育成

I o T※、A I、ロボット、ビッグデータ※など情報通信技術等の飛躍的な発達により、社会構造が劇的に変化する中、次代を担う子どもたちは、自ら学び、考え、主体的に判断し、課題を解決していく資質や能力を身に付け、想像すらできないこれからの未来社会を、生き抜いていかなければなりません。

さらに、グローバル化が一層進む国際社会の中で、広い視野をもち、自分とは異なる文化や環境にある人々と、相手の立場を尊重しつつ、互いに力を合わせて生きていく力を身に付けることも重要です。

このため、基礎的な知識・技能の習得に加え、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に果敢にチャレンジし解決する力や新たに創造する力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きるための健康や体力などの「健やかな体」を育てるとともに、これら知・徳・体の調和を重視し、これからの変化の激しい社会を力強く『生き抜く力』を育む教育の実現に努めます。

基本方針③

コミュニティ・スクールの充実

次代を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校・家庭・地域が互いの役割と責任を自覚しつつ、地域で育てたい子ども像を共有し、相互に連携・協働しながら、一体となって教育に取り組むことが重要です。

このため、中学校区を核としたコミュニティ・スクールの取組により、学校と地域の「横のつながり」、小学校と中学校のみならず幼稚園、保育所、認定こども園等との「縦のつながり」を相互に紡ぎ合わせることで、地域と一体になって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の一層の充実を図ります。

また、子どもたちが「ふるさと周南」に誇りと愛着をもち、次代の社会の担い手として育つよう、「学校を核とした地域づくり」にも取り組みます。

基本方針④

信頼と期待に応える教育環境の充実・整備

子どもたちの『生き抜く力』を育成するためには、その基盤となる子どもたち一人ひとりに寄り添う生徒指導体制の確立はもとより、地域人材との積極的な連携、教職員の資質・能力や指導力の向上とともに、教員が子どもたちと向き合う時間の確保をめざした教員の働き方改革の一層の推進が求められます。

また、子どもたちが安心・安全に、快適な環境の中で学校生活を送るためには、計画的な学校施設の充実・整備や通学路の安全対策、質の高い学校給食の提供などが重要です。

このため、ソフト、ハードの両面から教育環境の充実・整備に努め、子どもたちの生活・学習意欲のさらなる向上につながる魅力ある学校づくりに取り組みます。

いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現

都市化や核家族化、少子高齢化や雇用関係などの社会環境の変化に伴い、市民一人ひとりの価値観は個別化・多様化しており、市民が多様な学びにふれる環境づくりや生涯を通じて学び続けることができる体制づくりが求められています。

また、学びの成果を学校や地域で発揮することは、大人同士の仲間づくりや生きがい感、豊かな人間関係の形成に役立つとともに、地域の連帯感の高揚やシビックプライド[※]の醸成につながり、ひいては地域づくりの大きな推進力にもなります。

このため、人権教育の充実を図るとともに、様々な学習活動への支援、スポーツ環境の整備、文化芸術活動の推進、文化財の保護、図書館の充実などに取り組み、いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現に努めます。

第4章 施策の展開

周南教育の基本理念「子どもの夢に寄り添い「生き抜く力」を育む 周南の教育」を具現化するため、5つの基本方針をさらに17の推進方向に細分化し、推進方向ごとに令和2年度から令和6年度まで今後5年間の対象施策、重点事業、成果指標・成果目標を示します。

基本理念 **子どもの夢に寄り添い「生き抜く力」を育む 周南の教育**

基本方針① **道徳教育や幼児教育の充実を柱とした「豊かな心」の育成**

推進方向1 道徳教育の充実

推進方向2 幼児教育の充実

基本方針② **「確かな学力」「健やかな体」の育成**

推進方向3 確かな学力の育成

推進方向4 健やかな体の育成

基本方針③ **コミュニティ・スクールの充実**

推進方向5 コミュニティ・スクールの充実

推進方向6 地域学校協働活動の充実

推進方向7 青少年の健全育成

基本方針④ **信頼と期待に応える教育環境の充実・整備**

推進方向8 児童生徒の『生き抜く力』を育成する生徒指導体制の充実と教職員の人材育成

推進方向9 望ましい教育環境の充実・整備

推進方向10 安心・安全な学校給食の提供

基本方針⑤ **いきいきと学び続ける生涯学習社会の実現**

推進方向11 生涯学習活動の推進

推進方向12 生涯にわたり、スポーツ活動に親しむ環境の整備

推進方向13 文化芸術活動の推進

推進方向14 文化財の保護と活用

推進方向15 読書が育むひとづくり・まちづくり

推進方向16 人権教育の推進

推進方向17 まちづくりを担うひとづくり

推進方向 1

道徳教育の充実

道徳教育においては、人間尊重の精神と生命（いのち）に対する畏敬の念を前提に、社会の一員として求められるルールやマナーへの理解、規範意識などの醸成、人としてよりよく生きるために大切な道徳的価値の自覚や自分の生き方についての考えを深めることなどが求められます。

そのため、教育活動全体を通じて、発達段階に応じた学びの場を設定し、より高い価値観に基づいた見方や考え方を養う道徳教育の充実を図ることで、「ふるさと周南」に誇りと愛着をもつ心豊かな子どもを育てます。

これまでの取組と課題

発達段階に応じた学びの場を設定し、学校の教育活動全体を通じてより高い価値観に基づいた見方や考え方を養う道徳教育を行い、ふるさとに誇りと愛着をもつ子どもの育成に取り組んでいます。

自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した一人の人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする、道徳教育の充実に向け、道徳の授業づくりに関する研修会を実施してきました。

また、学校図書館司書・指導員と連携した学校図書館運営を進めることで、子どもたちの読書活動の充実に努めるとともに、家庭や地域、文化会館や美術博物館等との連携による、体験活動や本物の文化に触れる機会の充実を図ることで、学校における全ての教育活動を通じて、道徳教育を推進しようとする意識が一層高まってきました。

今後は、各学校が、子どもたちや地域の実態などを踏まえつつ、道徳教育の重点目標を明確にし、その目標の達成に向けた指導を、計画的・発展的に行うことが求められます。

◇ 対象施策 ◇

道徳的価値の自覚と自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を高める道徳の授業づくりを進めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 道徳的実践力を高める道徳の授業づくりの推進

道徳の時間において、児童生徒が道徳的価値[※]についてより深く考えられるよう、発問や質の高い多様な指導方法を工夫するなどにより、道徳的価値の理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えをより深めることができる授業づくりを行います。

◎ **教育研究センターによる道徳の授業づくり研修会の実施**

教育研究センターが実施する研修会等を通して、児童生徒が、主体的に道徳的価値の理解を自分自身とのかかわり中で考え、多様な感じ方や、考え方と出会い交流する「考え、議論する道徳」の授業づくりを進めます。

◇ **対象施策** ◇

豊かな表現力や想像力を育成するため、学校図書館を有効活用し読書活動の充実を図ります。

◆ **重点事業** ◆

◎ **読書活動の充実**

学校図書館司書・指導員と連携した学校図書館運営を推進することにより、児童生徒の読書活動の充実を図ります。

◇ **対象施策** ◇

コミュニティ・スクール[※]の機能を生かしながら、充実感や達成感が得られる行事や体験活動の充実を図ります。

◆ **重点事業** ◆

◎ **コミュニティ・スクールの機能を生かした学校行事、体験活動等の充実**

道徳的価値の意義などについて考えを深めることができるよう、地域と連携した学校行事や体験活動等の充実を図ります。

◇ **対象施策** ◇

文化会館や美術博物館等の積極的な活用により、本物の文化、芸術に触れる機会を拡充します。

◆ **重点事業** ◆

◎ **文化会館や美術博物館等との連携による心の教育の充実**

文化会館や美術博物館等との連携により、感動体験による心の教育の充実を図るとともに、「ふるさと周南」を愛する心を育てます。また、児童生徒の移動のための交通費を支援することにより、鑑賞の機会拡充に努めます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
学校のきまりを守っていると思う児童生徒の割合	小学校 90.4% 中学校 97.1%	100%に近づける	全国学力・学習状況調査 (小学6年生・中学3年生対象) (文部科学省)
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合	小学校 95.0% 中学校 96.9%	100%に近づける	全国学力・学習状況調査 (小学6年生・中学3年生対象) (文部科学省)

推進方向 2

幼児教育の充実

幼児教育では、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して人格形成の基礎を培うとともに、小学校以降の生活や学習につながる基盤づくりに努めます。

これまでの取組と課題

公立幼稚園の統廃合により、集団規模の確保による適切な環境づくりに努めるとともに、幼児教育アドバイザー※の配置や、幼稚園、保育所、認定こども園等の合同研修会の開催等、幼児教育の質の向上に向けた取組を行いました。

幼稚園教育要領、保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領の改訂により、平成30(2018)年度から3歳児以上の幼児教育が共通化され、異なる施設同士の連携や小学校への円滑な接続を図ることが一層重要となっています。

今後の園児数の減少や女性就業者の増加等による環境の変化を踏まえ、幼児教育の質の向上を図る取組が求められます。

◇ 対象施策 ◇

全ての子どもが健やかに成長・発達していくために、幼児教育の質の向上を図ります。

◆ 重点事業 ◆

◎ 幼児教育の質の向上

幼稚園、保育所、認定こども園のそれぞれの学びを相互に共有するとともに、幼児教育の質の向上に資する研修会を開催します。これまでの研修会の開催や園訪問等の取組を深化させ、実践的な幼児教育の理解を推進し、質の向上を図るとともに、幼児教育と小学校教育との一体的な取組の充実をめざします。

◇ 対象施策 ◇

子どもの知的好奇心、興味や関心を喚起し、子どもと「もの」や「人」、「状況」とのかかわりをより豊かにする環境構成に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 豊かな感性を育む環境づくり

幼児期にふさわしい体験や遊びを中心とした生活の中で、学びの芽生えを培うため、適切な集団規模による豊かな環境のもと、園児一人ひとりの特性に応じた保育を行い、生きる喜びを培う基盤づくりに努めます。

◇ 対象施策 ◇

子どもが多様な体験を重ねること、体験を通して得た思いや考えを言葉に表すことなどを重視し、子どもや社会の変化に対応した教育を推進します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 言語活動の充実と豊かな表現力の育成

豊かな言語活動の基礎を培うため、多様な体験や遊びの中で自分の気持ちや考えを自分なりの言葉で表現し、それを伝える喜びを実感するなどの体験活動を各園の実態に応じて推進します。

◇ 対象施策 ◇

幼稚園、保育所、認定こども園の幼児期の教育と、小学校教育への接続を円滑にし、育ちや学びを連続的にとらえた幼児教育の充実を図ります。

◆ 重点事業 ◆

◎ 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

幼稚園、保育所、認定こども園における教育と小学校教育の接続を円滑にするため、合同研修、職員交流、幼児児童の交流等の充実を図るとともに、新たに「(仮称) 幼保小連携アドバイザー」[※]を配置し、幼児教育と小学校教育との一体的な取組の充実をめざします。

◇ 対象施策 ◇

幼児教育や児童福祉などの関係機関との連携や協力体制の強化を図り、家庭や地域における子育て支援の充実に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 家庭・地域との連携強化

地域、関係機関とのつながりを強化し、家庭における幼児教育に関する相談、園開放による未就園児の登園の受け入れや保護者同士の交流機会の提供等、地域の子どもが健やかに成長できるよう、子育て支援の充実に努めます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
市主催の研修会への幼稚園、保育所、認定こども園等全園(64園)の参加率	60.3%	100%に近づける	保育幼稚園課調べ
地域間・校種間連携活動の実施率(年15回以上)	57.0%	100%に近づける	保育幼稚園課調べ
未就園児親子の来園者数	526組	550組	保育幼稚園課調べ

推進方向3

確かな学力の育成

個に応じた学びを保障するとともに、教員の授業力を磨き、知的好奇心の高揚を図るとともに、他者と協働しながら学びの質や深まりを追求する授業づくりを進め、児童生徒の学力の向上に努めます。

これまでの取組と課題

確かな学力の定着に向け、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められていることから、授業づくりのポイントや留意事項をまとめた本市独自の「授業づくりのスタートライン」を活用し授業改善を促進してきました。また、生徒指導の3機能を踏まえた授業づくりを推進し、児童生徒一人ひとりの実態や発達段階に応じた個別の指導・支援の充実を図るとともに、情報活用能力やプログラミング的思考を育む授業づくりのための教職員研修の実施等に努めています。

今後は、これまでの取組を継続・発展させていくとともに、国や県の取組とも連動していくことで、児童生徒が自らの未来社会を切り拓くために必要な資質・能力の育成をめざします。

◇ 対象施策 ◇

義務教育における学びのつながりを明確にし、生徒指導の3機能（自己存在感をもたせる・自己決定の場を与える・共感的な人間関係を育てる）を生かした授業づくりに取り組みます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 授業力を磨き、学力を高めるための工夫・改善

各学校の学力向上プラン等を有効に活用し、義務教育9年間の学びのつながりを明確にした協働的な実践を行います。

教科等の本質を踏まえ、児童生徒の知的好奇心の高揚を図る授業づくりに努めるとともに、教職員一人ひとりが授業の評価を適切に行い、他者と協働しながら学びの質や深まりを追求する授業改善に努めます。さらに、個に応じた指導を充実することにより、基礎基本の定着と活用する力、学ぶ意欲等の育成を図ります。

◎ 生徒指導の3機能を生かした授業づくり

《自己存在感をもたせる》

一人ひとりが学ぶ楽しさや達成感を得られるように、必然性のある課題を設定するとともに、児童生徒の言動が軸となって展開する授業を構成します。

《自己決定の場を与える》

見通しをもち自ら解決する方法を見出したり、学習を深めたりできるように、自らの考えをもった上で、互いの見方や考え方、解決方法等を比較検討できる学習形態や学習方法を取り入れます。

《共感的な人間関係を育てる》

認め合い、学び合うことができるように、2人組やグループ等での意見交換の場を効果的に設定するとともに、学習のルールや学ぶ姿勢を積極的に評価します。

◇ 対象施策 ◇

国際理解教育の推進やグローバルな視点をもった人材の育成に取り組みます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 英語教育の充実

児童生徒が広い視野をもち、自分とは異なる文化や環境にある様々な人々と、相手の立場を尊重しつつ、互いに力を合わせて生きていく力を身に付けるため、実践的な語学力やコミュニケーション能力の習得をめざし、外国語指導助手（ALT）をさらに増員するなど、英語教育の一層の充実に努めます。

◇ 対象施策 ◇

特別支援教育の視点に立ち、一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた学びを保障します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実

特別な配慮を必要とする児童生徒をはじめ、全ての児童生徒の自己存在感を高めることができるよう、わかる喜びや学ぶ楽しさを実感できる授業づくりと共感的な人間関係づくりに努めます。

特別支援教育コーディネーター^{*}や通級指導教室担当者等と連携し、児童生徒一人ひとりの実態や発達段階に応じた個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用することにより、適切な指導及び必要な支援に努めます。

◎ **適切な就学につなぐ一貫した教育相談・支援の推進**

関係機関等との連携のもと、一貫した教育相談体制の整備を進めるとともに、児童生徒や保護者の願いを尊重した就学相談を行うことなどにより、周南市教育支援委員会による適切かつ公正な審議とその後の一貫した支援につなげます。

校内の教育支援委員会等で、年次ごとの育ちと課題を明確にし、全教職員による効果的かつ一貫した教育相談・支援に努めます。

◎ **共生社会に向けたインクルーシブ教育システム[※]の構築**

障害のあるなしにかかわらず、できるかぎり共に学ぶことを追求するとともに、連続性のある多様な学びの場を用意することで、児童生徒一人ひとりの特性や教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備します。

障害のある児童生徒が、それぞれのニーズに応じた教育を受けられるよう、合理的配慮の決定や提供及び基礎的環境整備の充実に努めます。

◎ **きめ細かな支援体制の充実**

生活指導員や介助員を配置して、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな支援に努めます。

◇ **対象施策** ◇

不登校及び不登校傾向にある児童生徒を、教育支援センターにおいて適切に指導・支援することを通して、不登校状態の改善を図ります。

◆ **重点事業** ◆

◎ **相談活動の充実**

不登校児童生徒の学校復帰をめざして、心理の専門家であるスクールカウンセラー[※]や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー[※]等と連携した相談活動の充実を図ります。

◎ **教育支援センターにおける支援の充実**

教育支援センターにおいて、不登校及び不登校傾向のある児童生徒の学力保障、児童生徒や保護者との相談活動の充実、体験活動の充実を図ります。

◇ 対象施策 ◇

情報活用能力やプログラミング的思考を育む授業づくりのための教職員研修を充実し、児童生徒の豊かな学びを保障します。

◆ 重点事業 ◆

◎ ICT機器を活用した情報活用能力の育成

情報端末や全ての小中学校の普通教室に配備する大型提示装置等を活用した双方向での学習活動やプログラミング教育を行うことで、情報活用能力や思考力・判断力・表現力等を育成します。

◎ 授業公開や研修会の充実

情報活用能力やプログラミング的思考等を育む授業づくりの研究をさらに充実するとともに、積極的な授業公開や専門家を招聘した研修会を開催するなど、教職員の資質・能力の向上を図ります。

◇ 対象施策 ◇

高等教育機関や地元企業等との連携により、専門的な知識や技能を有する地域人材や、地域資源を積極的に活用した学習を進めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 地域人材の活用や、地域素材を生かした学習の推進

コミュニティ・スクールを活用し、地域の匠の技をもった住民を学校へ招くなど、児童生徒の興味関心を高める授業づくりに努めます。また、本市の特色の一つであるコンビナート企業や水素学習室等の見学機会を拡充するなど、地域人材や地域素材を生かした学習を推進することにより、児童生徒が体験活動の中で、社会や自然の事物について実感を伴って理解できる学習活動の推進に努めます。

◎ 地元の高等教育機関・企業等との連携

地元の高等学校、工業高等専門学校や大学等の高等教育機関との連携や、地元企業等の技術者の招聘など、専門的な学びの機会の提供に努めます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
授業において、課題の解決に向けて、自ら考え、自ら取り組んだと思う児童生徒の割合	小学校 78.3% 中学校 83.1%	増加させる	全国学力・学習 状況調査 (小学6年生・中学3年生対象) (文部科学省)
授業において、友達と話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりしたと思う児童生徒の割合	小学校 80.8% 中学校 86.8%	増加させる	全国学力・学習 状況調査 (小学6年生・中学3年生対象) (文部科学省)
児童生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするために、コンピュータや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示する授業が行える教員の割合	88.3%	100%に 近づける	学校教育課調べ
職場見学をしたり、職場体験活動を行ったりした学校の割合	小学校 77.8% 中学校 100%	100%に 近づける 100%	全国学力・学習 状況調査 (学校質問紙) (文部科学省)

推進方向 4

健やかな体の育成

心と体を一体として捉えた学校体育の充実とともに、学校・家庭・地域、関係機関等が連携を一層強化することにより、生涯にわたって健康を保持・増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力の育成を図ります。

これまでの取組と課題

保健・体育科等の授業において、運動の楽しさや仲間と協力して取り組むことのよさが実感できる活動を積極的に仕組むとともに、地域の特産物等を生かした学校給食の提供や、実践的な保健指導等の取組など、様々な体験活動を取り入れたことで、心身の健康に関心をもった児童生徒は増加傾向にあります。

今後は、心と体を一体として捉えた学校教育をさらに充実するとともに、学校・家庭・地域、関係機関等との連携強化により、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康を保持・増進できるよう、地域交流や世代間交流を促進する必要があります。

◇ 対象施策 ◇

運動の楽しさを実感できる体育学習、児童生徒の実態や発達段階に即した実践的、科学的な保健学習を充実します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 体育学習の充実

運動の楽しさを実感できるよう、体育学習の充実、家庭や地域と連携した運動の機会の確保等により、体力の向上と生涯にわたって運動に親しむための資質能力の基礎を培います。

◎ 体力向上と運動習慣の定着に向けた取組の推進

各学校の実態に即した体力向上プログラムをP D C Aサイクルで実施し、継続的な体力向上と運動習慣の定着を図ります。

◎ 保健学習の充実

児童生徒の実態や発達段階に即した実践的・科学的な保健学習を展開することにより、自他の健康を保持増進するための実践力を育成します。

◇ 対象施策 ◇

学校・家庭・地域、関係機関等が連携することにより、運動に親しむことができる環境や機会の拡充を図ります。

◆ 重点事業 ◆

◎ 生涯スポーツによる地域づくりの推進

地域のスポーツ団体の活動を支援することにより、地域間交流・世代間交流を促進し、生涯スポーツによる地域づくりの推進を図ります。

◇ 対象施策 ◇

学校給食や特色のある食育を通して、食の知識の習得や正しい食習慣の定着を図り、心身の健康づくりを進めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 食に関する全体計画に基づいた食育の推進

各学校の食に関する全体計画に基づき、地域の特色を生かした多様な体験活動を取り入れるとともに、栄養教諭等を中核として、組織的、計画的に食育を推進します。

◎ 学校・家庭・地域、関係機関の連携

第3次周南市食育推進計画に基づき、学校・家庭・地域、関係機関等が連携して魅力ある食育を推進し、健全な食生活の基礎を培います。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
体育（保健体育）の授業は楽しいと感じている児童生徒の割合	64.2%	増加させる	全国体力・運動能力、 運動習慣等調査 (小学校5年生・中学校2年生対象) (スポーツ庁)
地区スポーツ事業参加 率（参加者数／人口）	23.1%	25.0%	文化スポーツ課調べ

推進方向5

コミュニティ・スクールの充実

地域の教育資源や教育力を活用する中で、学校と地域が相互に理解し合い、協働する「横のつながり」、中学校とその校区にある小学校、幼稚園、保育所、認定こども園との連携を深める「縦のつながり」を相互につむぎ合わせながら、今後もさらなる学校・家庭・地域による連携と協働の実践により、学校のよさの伸長と地域の教育課題の解決を図るコミュニティ・スクールの充実に取り組みます。

これまでの取組と課題

コミュニティ・スクールを核とし、学校と地域が互いに理解し、協働する「横のつながり」、中学校とその校区にある小学校、幼稚園、保育所等との連携を深める「縦のつながり」を相互に紡ぎ合わせながら、「地域とともにある学校づくり」を推進してきました。

さらに、学校の運営方針を決定・評価する学校運営協議会の深化・充実に図るため、各学校や地域の教育課題を絞り込み、協議や熟議を重ね、課題解決に向けて、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みが確立してきました。

こうした取組により、児童生徒は地域のよさや温かさに触れ、「ふるさとを愛する心」の育成に繋がってきました。

今後は、さらに実効性のある学校運営協議会となるよう助言、支援等の充実に図るとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、地域でめざす子ども像を共有し、中学校区における小中連携による特色ある教育の推進、学校・家庭・地域の連携と協働による学校や地域の教育課題の解決をめざして、地域とともにある学校づくりを一層進める必要があります。

◇ 対象施策 ◇

全学校に設置している学校運営協議会の運営を支援します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 学校運営協議会の運営支援

周南市コミュニティ・スクールアドバイザー[※]、指導主事、社会教育主事等が各学校を巡回し、さらに実効性のある学校運営協議会となるよう、助言や支援を行います。また、学校関係者評価の充実・活用により、学校運営や教育活動の改善を図ります。

◇ 対象施策 ◇

地域づくりの核の一つとして、地域と連携した学校・園づくりを推進します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 地域と連携した学校・園づくりの推進

地域のネットワークを活用し、乳幼児期から中学校卒業までの15年間を通して、児童生徒等が多くの人とふれあう機会をつくるなど、地域とともにある学校・園づくりを一層推進します。また、地域住民を対象とした学習教室を開催するなど、積極的な学校・園開放に努め、地域の人が集う学校・園づくりに努めます。

◇ 対象施策 ◇

小学校と中学校の連携や、同一中学校区内の小中学校間の連携をより一層推進します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 小中連携や小小連携の一層の推進

各中学校区の特性や課題をもとに、それぞれの小中合同学校運営協議会における熟議等を通して、「地域で育てたい子ども像」を共有し、学校・家庭・地域の連携と協働により、特色ある教育の推進とともに、教育課題の解決をめざします。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
児童生徒の地域ボランティア参加者数	16,130人	18,000人	学校教育課調べ
地域住民の来校者数	69,208人	90,000人	学校教育課調べ
地域や社会のために何をすべきかを考える児童生徒の割合	小学校47.6% 中学生43.5%	小学校60.0% 中学生70.0%	全国学力・学習状況調査 (小学6年生・中学3年生対象) (文部科学省)

推進方向 6

地域学校協働活動※の充実

地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援するため、各中学校区において、コミュニティ・スクールを核として学校・家庭・地域が連携・協働する「やまぐち型地域連携教育※」を推進し、地域学校協働活動による「学校を核とした地域づくり」に取り組みます。

これまでの取組と課題

周南市生涯学習推進プランに基づき、地域におけるネットワーク体制の整備に取り組みました。

「やまぐち型地域連携教育」の要となる地域学校協働活動推進員※を全14中学校区に配置し、推進員に対する研修や地域人材と交流する機会を提供しました。協働活動サポーター※の協力により運営する放課後子供教室は、プログラムの充実と児童クラブとの連携を進めました。教育の基本となる家庭の教育力向上を支援する家庭教育支援チーム※は、チーム数の増加など活動の充実に取り組みました。

今後は、放課後子供教室と児童クラブとの連携に加え、推進員のコーディネート能力の強化と併せた放課後子供教室や家庭教育支援に携わる地域人材の発掘・育成など、地域学校協働活動をさらに推進し、各中学校区における学校・家庭・地域の連携・協働の効果を高めることが求められています。

◇ 対象施策 ◇

子どもたちの生きる力を育むため、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを見守り支援する環境づくりを進めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 地域と学校をつなぐコーディネート機能の拡充

地域学校協働活動推進員を学校運営協議会の一員とするなど学校との連携を深めるとともに、推進員として必要となる知識・技能の習得や地域人材との情報共有を密にし、地域と学校とのコーディネートを促進します。

◎ 放課後子供教室の拡充

児童の安心・安全な居場所づくりのため、協働活動サポーターによる取組を支援します。

また、放課後子供教室と児童クラブとの連携を深めるとともに、体験活動などの多様なプログラムづくりに取り組むなど、拡充を図ります。

◎ **家庭教育支援の拡充**

子育ての悩みや不安を抱えたまま孤立しがちな家庭を支えるため、学校や幼稚園における家庭教育講座の開催、家庭教育支援チームによる講座開催や相談活動を支援します。

また、家庭教育支援チームのさらなる拡充を図るため、知識・技能の向上やチーム体制の強化を目的とした研修会を開催します。

☆ **成果指標・目標** ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
放課後子供教室と児童クラブの一体型教室 [※] 数	15教室	18教室	生涯学習課調べ
放課後子供教室の協働活動サポーター数	380人	450人	生涯学習課調べ
家庭教育支援チーム数	4チーム	6チーム	生涯学習課調べ

推進方向7

青少年の健全育成

青少年の自主性や社会性、豊かな人間性等を育むため、多様な体験活動が経験できる体制を整備するとともに、有害環境から守るための取組を推進します。

これまでの取組と課題

周南市生涯学習推進プランに基づき、青少年がさまざまな体験活動に参画する機会を提供するため、社会の一員としてのボランティア・地域活動に関する情報及び集団宿泊訓練などのプログラムを提供しました。また、有害環境への対応として、青少年育成センター※による街頭補導や有害環境の浄化活動などを推進しました。

引き続き、学校・地域と連携した青少年のボランティア・地域活動や施設を活用した野外活動への参加機会など、学校以外の場において主体的に参画する多様な体験機会を提供することが必要です。

また、インターネットや情報機器の急速な普及に対応し、青少年が犯罪から身を守るとともに自らが加害者にならないよう啓発活動が求められています。

◇ 対象施策 ◇

青少年が、社会の一員としてボランティア・地域活動に主体的に参画する機会の拡充に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ ボランティア・地域活動参加への支援

小学校、中学校、高等学校等に対して青少年が参加可能なボランティア・地域活動の情報を提供するとともに、企画段階から青少年が主体的に参画できる行事の開催など、青少年のボランティア・地域活動への参加を支援します。

◇ 対象施策 ◇

青少年が、豊かな人間性を育むために必要となる体験活動を提供します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 多様な体験プログラムの提供

大田原自然の家等において、利用者の安心・安全に十分配慮しつつ、自然を生かした集団宿泊訓練や多様な野外プログラムを提供します。

◇ 対象施策 ◇

青少年の健全育成に資するよう、有害な環境から守ります。

◆ 重点事業 ◆

◎ 情報リテラシー教育の実施

青少年育成センターにおいて、青少年がインターネットの適切な利用方法を学ぶための情報リテラシー[※]教育や、保護者への啓発活動に取り組みます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
小学生、中学生、高校生等のボランティア・地域活動への参加者数	17,876人	20,000人	生涯学習課調べ
大田原自然の家利用者数	8,705人	10,000人	生涯学習課調べ
青少年のインターネットトラブル件数	25件	減少させる	周南警察署管内 周南警察署調べ (1月～12月)

推進方向 8

児童生徒の『生き抜く力』を育成する生徒指導体制の充実と教職員の の人材育成

児童生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるため、生徒指導体制を充実するとともに、教職員の資質・能力の向上を図り、児童生徒の夢の実現を支援する学校づくりをめざします。

これまでの取組と課題

生徒指導体制の充実については、各関係機関との連携による組織的な生徒指導体制の強化を図り、開発的・予防的生徒指導を推進してきたことから、中学校における暴力行為発件数の減少等、一定の成果は表れています。しかしながら、小・中学校における不登校出現率は増加傾向にあり、また、いじめ事案も多様化・複雑化しています。

今後も、生徒指導上の諸課題への取組を充実していくために、開発的生徒指導[※]のさらなる推進を図るとともに、学校・家庭・地域・関係機関等が連携した取組が必要です。

教職員の人材育成については、教育研究センターにおいて、「若人の会」研修会や人材育成会議を開催し、臨時的任用教職員を含む若年教職員の資質・能力とともに、中堅教職員・管理職の学校管理・運営に係る資質・能力の向上を図りました。

今後は、これらの研修が一層充実するよう、出張型研修から訪問型研修への見直しや、実施回数や期日の工夫などの改善を進める必要があります。

◇ 対象施策 ◇

組織的・開発的な生徒指導体制を構築するとともに、不登校児童生徒に対する支援体制を強化します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 組織的・開発的な生徒指導体制の充実

生徒指導に関する研修を充実するとともに、校内での一層の情報の一元化と共有を図るなど、組織的な生徒指導体制を構築します。

小中連携の取組により児童生徒に対する理解を深め、9年間を見通した開発的な生徒指導や教育相談を推進します。

いじめ防止基本方針に基づき、学校・家庭・地域、関係機関等との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、未然防止や早期発見の取組を充実するとともに、問題行動や不測の事態への対応に当たっては、周南市教育研究センターによる支援や学校運営協議会の活用など、組織力や危機対応能力の強化に努めます。

◎ 不登校児童生徒支援の強化

周南市教育支援センター、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携により、不登校児童生徒に対する学校復帰に向けた支援と学習支援の一層の充実を図るなど、一人ひとりを見守り育む体制を整え、きめ細かな支援を行います。

◎ 安全管理体制の確立

学校安全の3領域^{*}や学校危機対応に関する校内研修を積極的に進めるとともに、学校評価等を通じて、P D C Aサイクルを活用した安全管理体制の見直しを行うなど、学校安全計画と危機管理マニュアルに基づいた安全管理体制の充実に努めます。

◎ 多様化する学校危機に備える取組の強化

児童生徒が自他の生命尊重を基盤として行動し、地域社会の一員として社会の安全に貢献できるよう、家庭・地域と連携した防災訓練、「周南市通学路総合安全プログラム」の活用や危険予測学習（K Y T）の実施など、多様化する学校危機に備える取組を強化します。

◇ 対象施策 ◇

周南市教育研究センターによるキャリアステージに応じた実践的な研修を充実し、教職員の資質能力のより一層の向上を図ります。

◆ 重点事業 ◆

◎ 若年教職員の資質能力の向上

周南市若手教員育成ビジョンに基づき、教育研究センター主催による「若人の会」研修会を開催し、臨時的任用教職員を含む若年教職員の資質能力の向上を図ります。

◎ 中堅教職員・管理職の資質能力の向上

中堅教職員や管理職を対象とした、教育研究センター主催による研修会の開催や訪問支援を実施し、学校管理・運営に係る資質能力の向上を図ります。

◎ 各校の学校運営への支援

管理職との日常的な相談体制を構築し、学校の危機管理対応への支援を行います。また、上席研究員が学校を訪問し、目標管理型の学校評価の活用等について助言することにより、学校の運営組織体制や指導体制の改善・充実を図ります。また、ICT環境を有効に活用し、より一層の学力向上を図るため、ICT専門の上席研究員が、学校の実情に合わせた効率的な情報管理を推進します。

◇ 対象施策 ◇

教職員のワーク・ライフ・バランス※の推進を図るとともに、教員が本来担うべき業務に集中できる環境づくりに努めることができる教員の働き方改革を推進します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 学校における働き方改革の推進

授業準備等の補助業務を行う学校業務支援員の配置や教員の意識改革等を推進することで、教員が児童生徒に接する時間を十分確保するとともに、その専門性を生かした真に必要な総合的な指導を継続的に行うことのできる環境を創り出します。

また、すべての学校への留守番電話の設置、長期休業中（夏季・冬季）の閉庁日の設定や朝型・夕型勤務、スポーツリーダーバンク※（周南市体育協会）を活用した部活動の支援、学校給食費管理システム導入による事務の軽減等により、教員の業務負担のさらなる軽減を図ることで、ワーク・ライフ・バランスを推進し、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動の充実に取り組みます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
児童生徒1,000人 当たりの不登校児童生 徒数	小学校 4.7人 中学校29.0人	減少させる	学校教育課調べ
小・中学校におけるい じめの解消率	小学校82.2% 中学校76.6%	100%に 近づける	学校教育課調べ
「いじめはどんな理由 があってもいけないこ とだ」と思っている児 童生徒の割合	小学校96.7% 中学校96.6%	100%	全国学力・学習 状況調査 (小学6年生・中学3年生対象) (文部科学省)
学校運営充実のための 自己点検シート(県教 委作成) I-3「学校安 全・危機管理」の評価 平均(5点満点)	3.8点	4.3点	学校教育課調べ

推進方向9

望ましい教育環境の充実・整備

教育の情報化に対応したICT環境の整備や、「周南市学校施設等長寿命化計画」に基づく施設の改修、小学校普通教室への空調設備の整備、トイレの洋式化等を進めることで、安心・安全で快適な学習環境の充実を図ります。

また、望ましい教育環境を確保するための適正な学校の再編整備等に取り組みます。

これまでの取組と課題

安心・安全で快適な教育環境の充実のため、施設の耐震化や老朽化対策、空調設備の整備やトイレの洋式化等、施設の計画的な改善を進めるとともに、教育の情報化に対応するため、タブレット型情報端末や大型ディスプレイ等の導入、校内無線LAN環境の整備などにより、児童生徒の学習意欲や学習の質の向上を図ってきました。

今後は、施設の老朽化の進行に伴い、予防保全型管理への転換による長寿命化の促進、大型提示装置等ICT機器のさらなる充実、プログラミング教育導入に伴う学習環境の整備等を確実に進めていくとともに、適正な学校の再編整備等に取り組み、望ましい教育環境の充実・整備を図る必要があります。

◇ 対象施策 ◇

児童が健康で快適に学習できる環境を整えるため、小学校の普通教室への空調設備の整備を進めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 小学校空調設備の整備

中学校全普通教室への空調設備設置に引き続き、児童が学習に集中できる環境を整えるため、既に設置済みの鼓南小学校、八代小学校を除く25小学校の全ての普通教室に一括して空調設備を整備します。

◇ 対象施策 ◇

児童生徒の主体的・対話的で深い学びを支援するため、ICT教育環境の充実を図ります。

◆ 重点事業 ◆

◎ 大型提示装置等の配備によるICT教育環境の充実

国が提唱するPC端末の整備と大容量通信ネットワークを一体的に整備する「GIGAスクール構想」の実現に向け、より充実した学習環境の中、全ての教室で全ての児童生徒がICT機器を利用できるよう、大型提示装置や校内通信ネットワークの増設、情報端末のさらなる整備等を行います。

◎ 授業公開や研修会の充

情報活用能力やプログラミング的思考を育む授業づくりの研究をさらに充実するとともに、積極的に授業公開や専門家を招聘した研修会を開催するなど、教職員の資質向上を図ります。(再掲)

◇ 対象施策 ◇

教育効果を十分に発揮するため、教材備品の充実を図るとともに、安心・安全で快適な学校施設の整備に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 学校施設の整備

21世紀にふさわしい教育環境づくりの一環として、施設の適正管理に努めるとともに、「周南市学校施設等長寿命化計画」に基づき、施設の改善に努めます。また、快適な教育環境の充実に向け、トイレの洋式化を計画的に進めます。

◇ 対象施策 ◇

児童生徒の安心・安全な通学路を確保するため、通学路における総合的な安全対策を進めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 通学路の安全確保

交通安全に加え、防犯や防災の観点からも通学路の危険個所の調査・点検を行い改善を図る「周南市通学路総合安全プログラム」に則って、学校と地域、関係機関と連携した安全対策の向上を図ります。

◇ 対象施策 ◇

児童生徒の望ましい教育環境を実現するため、保護者、地域の理解を得ながら学校の適正な再編整備を進めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 学校適正配置の推進

各校の実情や特性に応じて児童生徒への十分な教育効果が期待できるよう、保護者や地域住民との意見交換を通して十分な理解を得ながら、学校の適正配置を進めます。

安心して統合先の学校へ通学できるよう、対象校と統合先の学校との交流学习を計画的に実施するなど、保護者や児童生徒の不安解消に努めます。また、統合にあたっては、適切な通学手段を確保し、負担軽減を図ります。

休校となっている学校施設については、地域住民の意向を踏まえた利活用に取り組みます。

◇ 対象施策 ◇

学校教育制度の多様化に対応するため、小中一貫教育校の取組を進めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 小中連携教育の推進

小中学校9年間でのつながりのある「学び」と「育ち」を充実するため、全中学校区において教職員の交流を図り、小中連携教育の一層の推進に努めます。

◎ 小中一貫校の取組の推進

これまで取り組んできた「小中一貫教育」についての調査・研究を踏まえ、今後は施設設備等ハード面の課題も勘案しつつ対象校を検討し、保護者や地域との合意形成を図りながら、小中一貫教育校の取組を進めます。

◇ 対象施策 ◇

家庭の経済的事情にかかわらず、すべての子どもたちが安心して学べるよう、就学等に必要な支援を行います。

◆ 重点事業 ◆

◎ 経済的就学等困難者への支援

学用品費や給食費、行事への参加費などの負担が困難な保護者に対して、その費用の一部または全部を給付することで子どもたちの就学等を支援します。

◎ 高等学校・大学等進学者への支援

向学心のある生徒・学生が、経済的な理由により進学を断念することがないように、奨学金貸付等により修学を支援します。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
小中学校のトイレの洋式化率	35.6%	50%	教育政策課調べ
小中学校のすべての普通教室への大型提示装置等導入率	41.2%	100%	学校教育課調べ

推進方向 10

安心・安全な学校給食の提供

徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体位の向上など、児童生徒の心身の健康な成長に資する、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。

また、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進を図ります。

これまでの取組と課題

徹底した安全管理、栄養バランスへの配慮、地産地消等による献立の工夫、食育の推進などに取り組むとともに、老朽化した徳山西及び新南陽学校給食センターに替わる施設として、新たに「新南陽学校給食センター」を整備することで、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めてきました。

今後は、これまでの取組に加え、各学校給食センターにおいて、施設や設備の経年劣化に計画的に対応するとともに、特に、施設の長寿命化を図る必要があります。

◇ 対象施策 ◇

徹底した衛生管理のもと、児童生徒の健康な成長に必要な栄養バランスに配慮するとともに、献立を工夫することにより、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 衛生管理の徹底

従事者の衛生・健康チェック、食材の検収、温度管理、施設設備の点検・整備など、日々の衛生管理を徹底します。

◎ 危機対応能力の強化

異物混入対応マニュアルや大量調理施設における衛生管理マニュアル等を活用し、従事者の危機管理意識の向上を図り、組織力や危機対応能力の強化に努めます。

◎ 安全な食材の確保

肉類の産地確認検査、青果等の農薬残留検査及び食材細菌検査を定期的を実施し、安全な食材の提供に努めます。

◎ 品質等に配慮した食材の選定

食材の産地、鮮度、品質、成分内容等を考慮した選定に努めます。

◎ 望ましい食習慣の涵養

児童生徒の心身の健康な成長のため、栄養バランスに配慮した望ましい食習慣の涵養に資する給食の提供に努めます。

◎ **学校給食費管理システムの導入**

学校給食費の徴収・管理をシステム化し、教育委員会での事務取扱へと一本化することにより、教職員の負担軽減を図るとともに、保護者の利便性の向上に努めます。

◇ **対象施策** ◇

地元産の農産物をはじめとする食材を積極的に活用した学校給食を通して、地域の食文化や産業、自然の恩恵に対する理解を深めることができるよう努めます。

◆ **重点事業** ◆

◎ **地産地消の推進**

食材の地産地消を推進する中で、児童生徒の地域の産物及び旬の食材への関心や自然の恩恵に対する理解を深めます。

◎ **食育に関する普及啓発**

新たに新南陽学校給食センターに整備した「食育ルーム」において、食に関する知識や望ましい食習慣の必要性などを学ぶとともに、調理作業を見学できる場を提供し、食育に関する啓発を行います。

◎ **県内産食材使用率30%の達成**

青果等の主要11品目については、県内産食材使用率30%（重量比）の達成をめざします。

◎ **献立づくりへの児童生徒の意見の反映と食育に関する情報の提供**

学校訪問や給食日誌、給食協議会などを通して集約した児童生徒等の意見を反映した献立づくりに努めるとともに、食育に関する情報提供を充実します。

◇ **対象施策** ◇

既存の学校給食センターの施設や設備の経年劣化に対応し、計画的な改修を進めます。

◆ **重点事業** ◆

◎ **施設設備の維持管理**

安全かつ継続的な学校給食の提供に資するため、施設設備の点検・改修を計画的に実施します。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
地産地消実施率 ■ 重量ベース（主要11品目に占める県内産青果取扱重量） ■ 品目ベース（全品目中に占める県内産品目数）	22.9%	30.0%	学校給食課調べ
学校給食費収納率（現年度）	99.76%	99.80%	

推進方向 1 1

生涯学習活動の推進

市民一人ひとりの人生がより豊かなものとなるよう、生涯学習及びその学習成果を生かすことができる機会を提供するとともに、現代的課題を含む生涯学習情報を収集・発信し、市民の自主的・継続的な生涯学習活動を促進します。

これまでの取組と課題

周南市生涯学習推進プランに基づき、市民センター等や学び・交流プラザにおいて、主催講座の開催、活動の場の提供などにより、市民の生涯学習活動を支援しました。また、学び・交流プラザでは、市内外の学習情報を一元化したうえで市全域に発信し、学習のきっかけづくりと生涯学習を支える人材の育成に取り組みました。

人生100年時代を見据え、これまで以上に幅広い分野の学習機会の充実と学習成果を発揮する機会を拡充することによって、市民の誰もが、「いつでも」「どこでも」生涯にわたりその可能性を伸ばすことが求められています。

◇ 対象施策 ◇

各地域における生涯学習活動の拠点である市民センター等において、多様な学習機会の提供と充実に取り組みます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 地域における生涯学習活動の支援

市民センター等が主催する講座などにおいて、多様な学習機会の提供と充実、一人ひとりの学ぶ意欲を満たすだけでなく習得した知識や技能を地域に還元する活動機会の提供に取り組みます。

また、地域における生涯学習活動を推進するうえで要となる生涯学習主事^{*}について、研修等によるスキルアップに取り組みます。

◇ 対象施策 ◇

市全域における生涯学習活動の拠点となる学び・交流プラザにおいて、幅広い学習機会の提供、学習情報の収集と発信、生涯学習の担い手となる人材育成を推進します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 自主的な学習活動の促進

学び・交流プラザにおいて、地域の生涯学習情報だけでなく、高等教育機関等の情報や高度で多様化する現代的課題の解決を目指した学習情報等を幅広く収集し、インターネットなどを活用して発信することにより、市民の学習活動のきっかけづくりを促進します。

また、学習機会の提供に加えて、市民一人ひとりが人生を豊かなものとするために身に付けた知識や能力を発揮する機会を提供するとともに、生涯学習の担い手となる人材の育成に取り組みます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
市民センター等及び 学び・交流プラザでの生涯 学習講座開催件数	217件	250件	生涯学習課調べ
しゅうなん出前トーク 利用件数	423件	450件	学び・交流プラザ調べ
学びサポーター [※] 登録者 数	55人	100人	学び・交流プラザ調べ

推進方向 1 2

生涯にわたり、スポーツ活動に親しむ環境の整備

市民が様々な形で、生涯にわたりスポーツ活動に親しむことができる機会の提供や、安全で快適に利用できるようスポーツ施設の計画的な改修等に取り組みます。

これまでの取組と課題

体育協会と連携した大規模大会等の誘致により、トップレベルのスポーツを身近に感じることができる機会の提供や、市民誰もが生涯にわたっての健康づくり、体力の向上を図るため、関係団体と連携しスポーツ活動に親しむことができる環境づくりに努めました。

老朽化が進むスポーツ施設が安全で快適に利用できるための計画的な改修等や、スポーツコンベンションに向けた周南緑地のスポーツ環境の充実が課題となっています。

◇ 対象施策 ◇

市の関係部署や関係団体と連携し、スポーツ活動の機会の提供や実施に努め、市民のライフステージやライフスタイルに応じた多様なスポーツ活動を支援します。

◆ 重点事業 ◆

◎ スポーツ活動の推進

「しゅうなんスポーツフェスタ」等の市民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベント等に取り組み、市民のスポーツ活動を促進します。また、体育協会などの関係団体と連携して、大規模大会等の誘致をはじめ、トップレベルのスポーツを身近に感じることができる機会の提供や、スポーツコンベンションの推進による交流人口の拡大を図ります。

◇ 対象施策 ◇

スポーツ施設の計画的な改修・修繕に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 施設の維持管理

気軽にスポーツに親しむことができる施設については、ライフサイクルコストに配慮した計画的な改修を行うことで適切な維持管理に努めるとともに、陸上競技場などのスポーツコンベンション拠点施設については、計画的な改修等とともに、スポーツ環境の充実のための整備や効率的な維持管理、運営方法についての検討を進めます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
しゅうなんスポーツ フェスタ参加者数	4,000人	5,000人	文化スポーツ課調べ
中国大会以上の大規 模大会誘致数	34件	45件	文化スポーツ課調べ

推進方向 13

文化芸術活動の推進

優れた文化芸術に触れる機会を充実し、市民主体の文化・芸術活動の活性化を図ることで、豊かで彩りのある市民文化の育成に取り組みます。

これまでの取組と課題

周南市文化振興財団と連携し、文化会館、美術博物館等において、質の高い文化・芸術の鑑賞機会や市民の文化・芸術活動の発表の場を提供するなど、市民文化の育成と発展に寄与してきました。

今後も、市民の主体的な文化・芸術活動への支援を行い、拠点となる施設や設備の計画的な改修、幅広い分野で質の高い舞台芸術・展覧会等の鑑賞機会の提供等を行う必要があります。

◇ 対象施策 ◇

幅広い分野で質の高い芸術の鑑賞機会の提供に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 芸術鑑賞の機会充実

周南市文化振興財団との連携のもと、文化会館のホール機能等を活用し、芸術性を考慮した幅広い分野の舞台芸術公演を実施するとともに、美術博物館において、独自性のある展覧会等を開催します。

◇ 対象施策 ◇

市民が参加する多様な文化芸術活動の支援に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 市民の文化芸術活動の支援

市美術展、しゅうなんアート・ナウなど、市民による芸術活動の発表の場を提供します。また、周南市文化振興財団や周南文化協会等の活動を支援します。

◇ 対象施策 ◇

拠点施設である文化会館・美術博物館等の計画的な改修に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 文化拠点施設の維持管理

文化拠点施設である文化会館、美術博物館等の計画的な改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。また、指定管理者と連携し、施設の効果的な維持管理及び運営に努めます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
市美術展の出品点数	340点	360点	文化スポーツ課調べ
文化会館使用率	73.4%	75.0%	文化スポーツ課調べ

推進方向 14

文化財の保護と活用

地域の特色ある歴史を伝える文化財などに対する市民の理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を高めるため、文化財の保護と活用を推進します。

これまでの取組と課題

本市の歴史や文化を伝える重要な文化財について、指定文化財とすることなどにより保護を進めました。また特別天然記念物である「八代のツルおよびその渡来地」の保護と保全を図り、鹿児島県出水市からの保護ツル移送・放鳥事業に取り組みました。

今後は、これまでの文化財を次世代へ継承する取組に加え、未指定文化財の調査や指定文化財の現況調査など保護の充実を図る必要があります。また、八代地区への渡来ツルの増羽に資するよう関係機関との緊密な連携が一層求められます。

◇ 対象施策 ◇

文化財を次世代に継承するため、文化財所有者や関係団体と連携し、文化財の適切な保護と伝統芸能の伝承支援に取り組みます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 文化財の適切な保護の推進

未指定文化財や埋蔵文化財の調査のほか、指定文化財の現況確認などにより、文化財の適切な保護を進めます。また、関係機関や保存団体との連携を図り、郷土の特色ある伝統や文化の伝承を支援します。

◇ 対象施策 ◇

文化財保護意識の向上のため、文化財や民俗資料などを活用して、郷土の歴史や文化について学ぶ機会の充実に取り組みます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 文化財の活用促進

郷土の歴史や文化について学ぶ機会を提供するため、山田家本屋をはじめとする文化財や民俗資料等の活用に取り組みます。

◇ 対象施策 ◇

関係機関や団体との連携を深め、ツルの生息環境の保全と渡来ツルの増羽に取り組みます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 渡来ツルの増羽に向けた取組の推進

地元ツル保護団体や国・県・関係市との緊密な連携により、ツルのねぐら整備による生息環境の保全や、保護ツルの移送・放鳥など、渡来ツルの増羽に向けた取組を推進します。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
文化財指定登録件数	106件	108件	生涯学習課調べ
民俗資料展示施設の 学校見学及び出張講 座の参加児童数	530人	600人	生涯学習課調べ
ツルの渡来数	9羽	増加させる	生涯学習課調べ

推進方向 15

読書が育むひとづくり・まちづくり

「知の拠点」として基本図書資料の整備を図るとともに、地域に密着した郷土資料など、多岐にわたる資料の収集・整理・保存・展示による活用を努めます。また、「知の広場」として「人が集い楽しむまちの賑わいと交流の場」である徳山駅前図書館と相互に連携を図りながら、利用者満足度の高い図書館サービスを提供することで、読書に対する意欲の向上を図ります。また、子どもたちが読書を通じて、豊かな人生を送ることができるよう、読書活動の推進に努めます。

これまでの取組と課題

平成30(2018)年2月に、民間活力を導入した新たなスタイルの「徳山駅前図書館」が開館しました。目標を大きく超える来館者を迎え、新たな利用者層の掘り起こしによる読者人口の増加など、読書活動に対する市民の意識が、さらに高まっています。

今後は、第三次周南市子供読書活動推進計画の実践により、子どもの読書離れの傾向に歯止めをかけるとともに、一層のレファレンス・サービス^{*}の充実など、多様化・高度化する利用者のニーズに対応していく必要があります。

◇ 対象施策 ◇

多岐にわたる利用者のニーズに的確に対応するための図書館資料の提供に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 図書館資料の収集と提供

多様化・高度化する利用者ニーズに対応するため、多方面に情報網を巡らせながら、郷土資料をはじめとする新鮮で広範囲にわたる資料を収集し提供します。

◇ 対象施策 ◇

家庭での「うちどく」の奨励や学校図書館との連携の強化など、第三次周南市子供読書活動推進計画を推進します。

◆ 重点事業 ◆

◎ うちどくコンテストの実施

読書活動の推進を図るため、家庭内での親子読書を促す「うちどくコンテスト」を継続実施します。

◎ **学校図書館との連携**

学校における読書活動や学習活動が充実するよう、学校図書館の管理運営や調べ学習などに対する支援に取り組みます。

◇ **対象施策** ◇

子ども対象のお話し会や成人向け各種講座の開催など、読書普及啓発活動を推進し、幅広い世代の学びを支援します。

◆ **重点事業** ◆

◎ **行事・講座等の実施**

お話し会等の行事や各種講座を行うことにより、読書活動のきっかけをつくるとともに、読書ボランティアの活動の場の提供に努めます。

◎ **読書環境の整備**

誰もが利用しやすい読書環境の整備に向け、すべての人が読書に親しむことができる図書館サービスに努めます。

◇ **対象施策** ◇

図書館施設の計画的な点検・改修を進め、安全で快適な読書環境を提供します。

◆ **重点事業** ◆

◎ **施設設備の維持管理**

安全で快適な読書環境を提供するため、施設設備の点検・改修を計画的に実施します。

☆ **成果指標・目標** ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
市立図書館の個人利用者数	318,890人	350,000人	中央図書館調べ
うちどくコンテスト参加家族数	885組	1,400組	中央図書館調べ
子ども向け行事参加者数	2,709人	3,500人	中央図書館調べ

推進方向 16

人権教育の推進

山口県人権推進指針、周南市人権行政基本方針を基本とし、「自由」、「平等」、「生命（いのち）」の人権尊重の視点に立って、学校、地域、企業・職場のあらゆる場を通して推進体制や学習機会のさらなる充実を図り、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」の実現に向けて人権教育を推進します。

これまでの取組と課題

各地域において、身近な市民センターなどで人権講演会を行うとともに、企業や職場の自主的な取組を支援しました。

人権課題が、複雑化・多様化する中で、インターネット上の人権侵害への対策や性の多様性に関する理解などの新たな課題にも直面しており、今後も学校、地域、企業・職場における一層の人権教育・啓発の推進が求められます。

また、人権講座や研修会では、参加者の固定化・高齢化の傾向がみられることから、研修プログラムの充実及び見直しを行い、新たな参加者を掘り起こしていく必要があります。

◇ 対象施策 ◇

幼稚園、小・中学校での人権参観日、講演会などを通して、幼児・児童・生徒、保護者、教職員等の人権意識の向上を図ります。

◆ 重点事業 ◆

◎ 学校・園における人権教育の推進

人権意識の向上を図るため、幼稚園、小・中学校における研修会、講演会の実施を支援します。また、全教職員を対象とする学校・園人権教育研修会及び小・中学校の人権教育担当者を対象とする研修会を実施します。

◇ 対象施策 ◇

地域住民の人権意識の向上をめざし、地域の身近な施設でさまざまな世代へ学習機会の提供に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 地域における人権意識向上に向けた取組の推進

地域住民の人権意識の向上を図るため、市民センター等において、ハートフル人権セミナーや人権講演会を開催します。

◇ 対象施策 ◇

地域社会において自主的な取組の推進を担うリーダーを養成します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 人権教育を推進するリーダーの養成

各地域において自主的な取組の推進を担うリーダーの養成及び資質向上を図るため、人権ステップアップセミナーを開催します。

◇ 対象施策 ◇

企業職場人権教育連絡協議会において情報交換を行いながら、人権教育を推進します。

◆ 重点事業 ◆

◎ 企業職場人権教育連絡協議会の充実

企業・職場における人権教育を推進するため、企業職場人権教育連絡協議会が主催する人権研修会を支援します。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
ハートフル人権セミナーへの新規参加者の割合	48.9%	55.0%	人権教育課調べ
ブロック別人権講演会参加者の年間延べ人数	3,135人	3,500人	人権教育課調べ

推進方向 17

まちづくりを担うひとづくり

市民一人ひとりが学びを通じて自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることを支援するため、学びの成果を学校や地域で発揮する機会の拡充に取り組みます。

これまでの取組と課題

周南市生涯学習推進プランの基本方針「まちづくりにつながる生涯学習」に則り、市内各地域の課題解決に役立てることをめざして、平成30(2018)年度に公民館を生涯学習だけでなく地域づくり活動の拠点と位置付け市民センターとしました。

今後も、市民一人ひとりが学びを通じて自己の人格を磨くことでその可能性を拡げ、豊かな人生を送るとともに、地域を支える人材として活躍することが求められています。

そのため、プランに掲げた基本方針等を継承し、生涯学習・生涯スポーツ・文化芸術・文化財保護・読書活動・人権教育の推進はもとより、地域ぐるみで子どもを見守り育む地域学校協働活動や青少年の健全育成などへの市民の参画を促す必要があります。

◇ 対象施策 ◇

市民一人ひとりが、いきいきと学び続け、学んだ成果を発揮する機会の拡充に取り組みます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 学びの成果を発揮する機会の拡充

市民一人ひとりが、市民センター等や学び・交流プラザにおける学習によって身に付けた知識や技能などの成果を学校や地域で発揮する機会の拡充に取り組みます。

◇ 対象施策 ◇

子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援する人材が、地域で活躍する機会の充実に努めます。

◆ 重点事業 ◆

◎ 地域学校協働活動に参画する機会の拡充

子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援する多くの市民が、それぞれの経験の中で培った知識や能力を地域学校協働活動において発揮する機会の充実に努めます。

☆ 成果指標・目標 ☆

指標名	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)	備考
放課後子供教室の協働 活動サポーター数	380人	450人	生涯学習課調べ 【再掲：推進方向⑥】
家庭教育支援チーム数	4チーム	6チーム	生涯学習課調べ 【再掲：推進方向⑥】
小学生、中学生、高校 生のボランティア・地 域活動への参加者数	17,876人	20,000人	生涯学習課調べ 【再掲：推進方向⑦】
市民センター等及び 学び・交流プラザでの 生涯学習講座開催件数	217件	250件	生涯学習課調べ 【再掲：推進方向⑩】
しゅうなん出前トーク 利用件数	423件	500件	学び・交流プラザ調べ 【再掲：推進方向⑩】
学びサポーター登録者 数	55人	100人	学び・交流プラザ調べ 【再掲：推進方向⑩】

第5章 教育大綱の推進に向けて

関係部局、関係機関との連携

教育行政を着実に推進するため、「周南教育」における「不易」（本質的な価値）と「流行」（変化への対応）を見極め、効果的で効率的な教育行政の推進を基本に、市民への説明責任を果たしながら、学校教育と社会教育との連携・統合による生涯にわたる教育の充実と教育環境の整備が必要です。

そのために、教育委員会は、幼児教育や文化・スポーツ等、教育行政を所管する市長部局の担当課と相互に連携し、学校、家庭、地域が一体となって、「周南教育」の教育理念を具現化する各種施策の実現に取り組みます。

進捗管理（点検・評価）

「周南教育」の着実な推進のためには、各施策の進捗状況の点検と評価を定期的に行うことが必要です。

各施策の実施に当たっては、PDCAサイクルの考え方に基づき、毎年度、本大綱に基づく各種施策の実施状況、指標の達成状況等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を行い、これを報告・公表することにより市民への説明責任を果たします。

また、点検・評価の結果を踏まえ、より効率的・効果的な教育の実現のため施策内容の見直し・改善を行い、「基本理念（子どもの夢に寄り添い『生き抜く力』を育む周南の教育）」のもとで定めた5つの基本方針を具現化するため、年度毎に「周南市の教育事業概要」を別に策定し、翌年度以降の施策の展開に反映することで、周南教育のより一層の振興を図ります。

■用語解説

※日本語⇒アルファベットの順番で記載しています。

用語	説明文	該当ページ
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重、精神的及び身体的な能力を、その可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加すること等の一連の目的のもとで、障害のある者となない者がともに学ぶ仕組みのことです。	20
開発的生徒指導	問題行動等を未然に防止するとともに、児童生徒の人格のよりよい発達を実現するために、一人ひとりが、自己肯定感や自己有用感、社会性を獲得することができる指導・支援のことをいいます。	31
(仮称)幼保小連携アドバイザー	幼児教育の質の向上を図るとともに、小学校教育との接続の課題に対応するため、周南市が独自に配置している専門職員のことをいいます。	16
家庭教育支援チーム	子育て経験者をはじめとする地域人材で構成され、家庭教育や子育てに関する相談や関係する講座の開催など、主体的な活動を行うグループのことをいいます。	27
学校安全の3領域	防犯を含む生活安全、交通安全、災害安全（防災）の3領域のことをいいます。	32
協働活動サポーター	放課後子供教室を支える地域人材のことで、プログラムの実施や児童の安全管理等を担っています。	27
コミュニティ・スクール	学校、保護者及び地域がともに意見を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域で育てたい子ども像を共有し、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組む仕組み。	25
シビックプライド	「この都市をより良い場所にするために自分自身が関わっている」というある種の当事者意識を伴う自負心のこと。	10

用語	説明文	該当ページ
周南市コミュニティ・スクールアドバイザー	コミュニティ・スクールの取組の充実や水準の向上、小中連携の取組を推進するため、各学校の訪問指導・連携支援を行う、周南市が独自に配置している専門家のことをいいます。	25
生涯学習主事	市民センター等において、社会教育法に定める公民館主事と同様の職務を担う職員。	42
情報リテラシー	情報の特性や影響などを正しく理解し、目的に応じた判断や選択、発信ができる能力（情報を使いこなす能力）のこと。	30
スクールカウンセラー	教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家の職業名、および当該の任に就く者。	20
スクールソーシャルワーカー	子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。	20
スポーツリーダーバンク	体育・スポーツ理論に関する指導者、各種スポーツ・レクリエーションの指導者、健康・安全に関する指導者を登録し、指導依頼に応じて適切な指導者や助言者を紹介するシステム。	33
青少年育成センター	警察、学校、民間などと連携し、青少年の非行防止及び問題青少年の保護育成に関する活動などを行っています。事務局は生涯学習課内に設置。	29
地域学校協働活動	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTAなど幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動のこと。	27
地域学校協働活動推進員	従来の統括コーディネーターのことで、本市においては、地域と学校との情報共有や助言を行う人材として各中学校区に配置し、校区内の小・中学校の地域コーディネーター等の連携を支援します。	27

用語	説明文	該当ページ
特別支援教育コーディネーター	各園・学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関との連絡調整、保護者からの相談窓口などの役割を担い、園・校長により指名され、校務分掌に位置付けられる教員のこと。	19
道徳的価値	よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。 (出典：小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編)	12
ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。多くの場合、ビッグデータとは単に量が多いだけでなく、様々な種類・形式が含まれる非構造化データ・非定型的データであり、さらに、日々膨大に生成・記録される時系列性・リアルタイム性のあるようなものを指すことが多い。今までは管理しきれないため見過ごされてきたそのようなデータ群を記録・保管して即座に解析することで、ビジネスや社会に有用な知見を得たり、これまでにないような新たな仕組みやシステムを産み出す可能性が高まるとされている。(出典：IT用語辞典)	8
放課後子供教室と児童クラブの一体型教室	児童クラブに参加する児童も含め、希望する全ての児童が学校敷地内もしくは隣接する会場で行われる放課後子供教室のプログラムに参加できる環境にあること。	28
学びサポーター	学び・交流プラザにおいて、主に主催講座受講者が講座終了後に学習成果を生かし、講座など生涯学習活動の企画運営に関わるボランティアのこと。	43

用語	説明文	該当ページ
やまぐち型地域連携教育	コミュニティ・スクールが核となり、各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する取組。	27
幼児教育アドバイザー	幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、幼稚園、保育所、認定こども園等を巡回して教育内容等の助言を行う者。	15
レファレンス・サービス	利用者からの調査の依頼や問い合わせに対して、資料や情報を提供するサービスのこと。	50
ワーク・ライフ・バランス	働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。	33
IoT	「モノ」が通信機能を持ち、ネットワークに接続して動作すること。Internet of Things の略。	8